

- 上記工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 年 月 日

発注者

受注者

- 1 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の請負代金をもって、頭書の期限までに工事を完了するものとする。
- 2 受注者は、工事に当たり、発注者から引渡しを受けた物件は、善良な管理者の注意義務をもって管理し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくは毀損したときは、これを賠償するものとする。
- 3 受注者は、本工事が完了したときは、速やかに完成報告書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、前項の完了報告書を受理したときは、14日以内に完成検査を行うものとする。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく契約の目的物を発注者に引渡すものとする。
- 6 受注者の責めに帰する事由により、期限までに工事の完了の見込みがないときは、受注者は、その理由を記した書面をもって発注者に期限の延長を求めることができるものとする。

この場合において、発注者は、遅滞の日数及び請負代金額に応じ、請負金額に3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。
- 7 請負代金は、検査合格後、発注者が所定の支払い請求書を受注者から受理した日から40日以内に支払うものとする。発注者が、その責めに帰する事由により、請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、未受理金額につき遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができるものとする。
- 8 受注者は、目的物の引渡し日から1年間、受注者の技術上の欠陥又は工作物上の不備によって生じた瑕疵及びその瑕疵によって生じた故障若しくは毀損に対しては、補償又は取替え若しくは補充するものとする。
- 9 発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申し立てがあったときは、契約を解除することができるものとする。この場合において、受注者は、違約金として、請負代金の10分の1を納付しなければならないものとする。ただし、出来高部分については、発注者の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

- 10 発注者は、この契約に基づき、受注者から徴収する金額があるときは、発注者は、これを請負代金額と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴するものとする。
- 11 発注者は、前項の規定により金額を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、3.0 パーセントの割合で計算した遅延金を徴収するものとする。
- 12 遅延利息及び違約金が1,000 円未満であるときは、遅延金を付さないものとし、遅延金が100 円未満又は100 円未満の端数があるときは、その端数を徴収しないものとする。
- 13 発注者は、この契約を自己の都合により解除することができるものとする。この場合において、受注者は、損害賠償を請求することができるものとする。
- 14 発注者は、改築目的物を火災保険に付すことを求めることができるものとする。火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、両者協議して定めるものとし、受注者は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を発注者に提示するものとする。
- 15 この契約につき、両者間に紛争が生じた場合は、両者は、誠意をもってその解決に努力するものとし、疑義又は定めなき事項が生じたときは、その都度両者協議して決めるものとする。